

地域情報センターサーバ機器更新等賃貸借

(長期継続契約)

仕 様 書

令和6年(2024年)8月 初版

明石市役所 総務局 総務管理室 情報管理課

第1章 総則

第1節 品名及び数量

地域情報センターサーバ機器更新等賃貸借 1式

第2節 適用範囲

- (1) 本仕様書は、明石市賃貸借契約約款第1条に規定する設計図書である。
- (2) 本仕様書は、明石市情報管理課（以下「発注者」という。）に導入する地域情報センターサーバ機器更新に係る業務（以下「本業務」という。）に適用する。
- (3) 受注者は、仕様書及び設計図書等に疑義を生じたときは、発注者と協議を行い、解決したうえで本業務を実施するものとする。

第3節 本業務の内容

本業務は、既存の地域情報センターサーバ群を調査し、新たに構築する仮想化基盤へ移行・構築および保守を実施するものである。

第4節 本業務の範囲

本業務の施工範囲は、下記のとおりとする。

- (1) 施工場所
明石市役所
住 所：明石市中崎1丁目5-1
対象棟：本庁舎、地域情報センター内
- (2) 実施内容 機器設定内容設計、機器更新、撤去並びに保守作業
- (3) 実施方法 本仕様書に基づくものとする。

第5節 法令等の遵守

受注者は、本業務を実施するにあたり、本業務の基本方針並びに下記に掲げる法律及びその他の関係法令、条例、規則等、当市が他の企業等と締結している協定を遵守すること。

- (1) 明石市情報セキュリティ基本方針
- (2) 労働基準法
- (3) 労働者災害補償保険法
- (4) 道路交通法
- (5) 騒音規制法
- (6) 労働安全衛生法
- (7) 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例及び同条例関連法規

第6節 納入期限

- ・契約締結日から令和7年(2025年)1月31日までに新環境への移行を完了すること。
- ・納入スケジュールは発注者と受注者のスケジュール調整により決定すること。

第7節 賃貸借期間

- ・令和7年(2025年)2月1日から令和12年(2030年)1月31日(60か月)までとする。
- ・賃貸期間満了後の機器については、無償譲渡とする。
- ・所有権留保付売買として扱うため、賃貸料に固定資産税は含まないものとする。

第8節 更新に関する工程

受注者は、本業務を実施するにあたり、以下の工程を基本とした計画を行い、導入計画書を作成すること。

- ・機器更新打ち合わせ
- ・移行対象サーバの調査
- ・仮想化基盤環境の設計
- ・ネットワーク設計
- ・移行計画の作成
- ・仮想化基盤およびネットワーク機器の設置
- ・サーバの移行と稼働
- ・不要機器の撤去
- ・完成図書の提出

第9節 施工における安全管理・災害防止策

本業務の施工においては、建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令等に定めるところによるほか、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。

第10節 作業の一時中止

受注者は、発注者の仕様書内容に反して本業務を続行した場合及び発注者の担当者が施工中の事故及び通信障害等、危険性が考えられると判断した場合には、作業の一時中止を命ずることができる。

第11節 材料の品質及び施工

材料の品質及び施工手法(期間中のみの仮設物は除く)は、ネットワーク通信機器設備として目的とする機能を発揮すること。

また、維持管理に関する技術的支援が可能な製品とし、技術的支援に要する費用(調査、検討、報告)は、受注者の負担とすること。

第12節 作業用地の確保

発注者は、受注者が業務を行う場合は、現地作業に必要な作業室等の施設、業務執行に必要な装置、資料等(以下、「施設等」という。)を無償で受注者に提供する。

受注者は、施設等の使用にあたっては、発注者の施設管理基準に従って十分な注意を払い使用しなければならない。なお、新規通信機器の設定作業、現行通信機器の撤去機器の置場(一時的に現地施設に仮置きすることは可)については受注者が用意すること。

第13節 提出書類

受注者は、本業務の遂行にあたり、着手、設置、完了の段階において以下に示す提出書類に承諾申請書を添えて提出すること。(資料1)

- (1)受注者は、契約締結後速やかに必要な書類を提出し、発注者の承諾を得た後に、着手すること。(第2章記述)なお、変更が生じた場合は、発注者に報告し速やかに変更が生じた内容について再提出を行うこと。
- (2)受注者は、導入機器の設置前に必要な書類を発注者に提出し、発注者の承認を得た後に、施工すること。(第3章記述)
- (3)受注者は、本業務完了後、速やかに必要書類を発注者に提出すること。(第4章記述)
- (4)受注者は、提出書類の規格を下記に示すとおり発注者に提出すること。
 - ・本業務に関する提出書類のサイズは全て A4 縦・A3(A4 綴じ)を標準とする。
 - ・様式の指定がない場合は、施工者の様式による。
 - 返却(承諾行為)が必要な場合 ⇒ 3部提出(部数は協議により変更可能)
 - 返却(承諾行為)が不要な場合 ⇒ 2部提出(部数は協議により変更可能)あわせて電子データを CD-R にて提出すること。

第14節 再委託

本業務において、再委託は原則禁止とする。やむを得ない事由により本業務の履行の一部について、第三者に委託または下請負とするときは、予め発注者の承認を得て、再委託(変更)承諾申請書を提出すること。(資料2)

第15節 疑義

受注者は、この仕様書に明記されていない場合でも、業務の実施上当然必要な事項は発注者の担当者に従って受注者の負担により施工すること。

なお、疑義を生じた場合は発注者と受注者とが協議するものとする。

第2章 本業務の提出書類に関する事項（着手）

受注者は、本業務に関する事前準備にあたり以下の事項について発注者と協議の上、必要書類を発注者に提出し、発注者の承諾を得ること。

第1節 導入計画書

- ・受注者は、本業務を遂行する為、契約締結後速やかに導入計画書（導入概要、施工体制、緊急連絡表（夜間、休日含む）、導入工程表）を発注者に提出し、承認を得た後着手すること。
- ・導入工程表には、第1章第8節 更新に関する工程の期間を明確に記載すること。

第2節 配置業務責任者の選任と配置業務責任者届の提出

- ・受注者は、本業務により届け出た作業従事者の中から、本業務の着手から完了までの期間において現場管理の総括に当たる配置業務責任者を専任し、書面によりその氏名を記載した配置業務責任者届を発注者に提出すること。
- ・配置業務責任者は、委託期間中の変更を原則行わないものとする。ただし受注者のやむを得ない事由により変更を行う場合においては、予め発注者と協議を行い、変更承諾書の受理をもって変更できるものとする。

第3節 作業従事者の選任と作業従事者名簿の提出

- ・受注者は、善良な作業従事者を選び秩序正しい業務をなさしめ、かつ熟練を要する作業には相当の経験を有する者を選任すること。選任された作業従事者は、書面によりその氏名を記載した作業従事者名簿を発注者に提出すること。
- ・発注者は、作業従事者のなかで業務の履行に著しく不相当と認められる者がいるときは、受注者に対してその理由を明示して、その変更を求めることができる。受注者は、変更要求を受けたときは適切な処置をとり、その結果を書面により発注者に報告すること。
- ・受注者は、作業従事者を変更するときは、予め書面により発注者に通知すること。

第3章 本業務の提出書類に関する事項（施工）

受注者は、本業務の支援・機器設置にあたり以下の事項について発注者と協議の上、必要書類を発注者に提出し、発注者の承諾を得ること。

第1節 事前調査箇所一覧

- ・受注者は、導入機器の設置にあたり、事前に施工場所の調査を行い、具体的な設置場所について発注者と協議し、提出すること。

第2節 施工計画書

- ・受注者は、本業務を遂行する為、契約締結後速やかに機器更新打合せを行い、構築概要、構築予定表を発注者に提出すること。なお、施工概要には、履行期間中の「地域情報センターサーバ機器更新等賃貸借完成図書」の下記項目へ補記したものを提出すること。

- (1) 機器設計書
- (2) 機器設定仕様書
- (3) ネットワーク論理図
- (4) ネットワークアドレス図
- (5) 全体ネットワーク構成
- (6) 導入機器一覧表

第4章 本業務の提出書類に関する事項（完成図書）

受注者は、新環境移行完了後、賃貸借開始までに完成図書を作成し、発注者に提出すること。

第1節 完成図書の様式・書式

- (1) 完成図書の構成は、A-4版 折り曲げA-4版装填目次付とする。
- (2) 1冊の幅が10cmを限度とし、それを越える場合は適時分冊とする。
- (3) 完成図書は、電子媒体、紙媒体ともに正・副の2部を発注者に提出すること。

令和〇〇年度 地域情報センターサーバ機器更新等賃貸借 完成図書 □/□ 〇〇〇〇	令和〇〇年度 地域情報センターサーバ機器更新等賃貸借 完成図書 □/□ 〇 〇 〇 〇
--	---

- ※1 「令和〇〇年度」は、施工年度
- ※2 「□/□」は、本分冊の番号/完成図書全冊数
- ※3 「〇〇〇〇」は、受注者 名称

第2節 施工報告書

完成図書には、施工報告書（施工概要、施工実施報告）を発注者に提出すること。
施工概要には、本業務の概要及び下記の書類を提出すること。

- (1) 機器設計書
- (2) 機器設定仕様書
- (3) 試験成績書
- (4) 移行計画書
- (5) ネットワーク論理図
- (6) ネットワークアドレス図
- (7) 全体ネットワーク構成
- (8) 導入機器一覧表
- (9) 操作説明書
- (10) 打合せ議事録
- (11) 課題管理表（構築にかかる部分）

第3節 施工写真

完成図書には、施工に係る作業の記録写真を添えて発注者に提出すること。なお、撮影方法については、下記のとおりとする。

- ・カラー撮影を原則とする。
- ・本業務に係る各作業箇所の状況を背景に入れて撮影すること。
- ・撮影対象が同一の写真は、同一方向から撮影すること。
- ・本作業前及び本作業後の状況を詳細に撮影すること。
- ・写真には業務名、作業内容、場所、年月日その他必要事項を明記した黒板を入れて撮影すること。（資料3）
- ・サービスサイズ判にて業務用写真綴り（A4 サイズ版）に整理する。業務写真綴りの注釈欄の記入は必要ない。
- ・下記に示す写真は完成図書に添えること。納品する写真は完成図書に添える前に電子データで発注者へ提出し確認をとること。
 - (1) サーバ設置状況
 - (2) ネットワーク機器の設置状況

第5章 本業務に関する一般事項

受注者は、本業務にあたり以下の事項を遵守し、導入支援を行うこと。

第1節 概要

第1項 現状と目的

本市設置に設置されている業務サーバ(プロキシ、syslogサーバ等)はサーバ毎に個々の筐体で構築されており、総合的にリソースの余剰を生じている。また、経年劣化によるサーバの故障率上昇や、サポート期限終了に伴い、業務に支障をきたす恐れがある。上記の課題を解決するため、これらの各業務サーバを仮想化基盤にて集約・整理・再構築を行い、より安定した、拡張性の高いシステムを導入する。

第2項 調達範囲

本システムにて調達する機器(ハードウェアおよび、ソフトウェア)の納入、設置、システム構築、動作確認、既存システムとの移行調整、撤去および保守等の各種作業を範囲とする。本業務に必然的に必要となる物品(接続品、記憶媒体等)および、作業については本仕様書の記載の有無に関わらず本市に提供すること。

第3項 今回のリプレイス(構築)対象

対象サーバ 6台(Linux系OS)

対象スイッチ 5台(24ポートL2)

(詳細な構成については特記仕様書にて提示する)

第4項 導入計画

受注者は、契約締結後発注者と協議を行い、以下のスケジュール(案)を基に、スケジュール及び各導入行程を整理すること。なお、本スケジュール(案)は、全体運用開始を除き、発注者、受注者双方を拘束するものではない。

導入計画	令和6年				令和7年			
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
要件定義・実施設計	→							
詳細設計		→						
セットアップ・社内検証			→	→				
現地導入・運用試験					→			
全体運用開始						→	→	→

第2節 システム仕様

第1項 基本要件

- ・機器仕様書に定めた物品・付属品等は全て用意し、システムが正常に稼働するようにすること。その際、必要とされる機器については、本仕様書の記載の有無に関わらず提供すること。
- ・納入するハードウェアにおいて規格で示すものは、準拠もしくはそれ以上の性能を有する製品とし、発注時現在、最新のものを採用すること。
- ・納入するハードウェアは、日本国内で保守・サポートが実施可能なこととし、納入後5年間、保守部品の供給が可能なこと。
- ・製品は指定されたものを使用するものとする。但し、同等以上と記載しているものは、その限りではない。
- ・本仕様内容を満たすために必要なライセンスは、各社ライセンス規定に基づき正式な数量を購入すること。
- ・構築事業者は、国又は地方公共団体、特殊法人等向けに、仮想化基盤サーバの導入実績を有す

ること。

・本システムの詳細設定については、落札後、発注者と打ち合わせを行い、承認を得たシステムを構築すること。万一問題が生じた場合は、発注者の指示に従うこと。

第2項 システム要件

明石市役所に設置する基幹サーバは現存する以下のサーバを集約し、再編を行う。

各サーバの OS 設定およびミドルウェアの構成・設定は現行踏襲とするが、バージョン・ディストリビューションの違いによる動作差異が発生する場合は協議の上、適正な設定を行うこと。

仮想基盤サーバは冗長構成とし、1 台のサーバが停止してもサービスが継続できること。

各サーバの OS は Red Hat Enterprise Linux で構築すること。

セグメント毎に用意されているスイッチ HUB は L2SW を準備し集約すること。

ネットワーク冗長にも対応できるようにスタック構成とする。

第3項 ハードウェア仕様

(ア) 仮想基盤サーバ

各サーバを集約する「仮想基盤サーバ」は、以下のハードウェア条件を満たす構成とすること。

また、3 台以上の冗長構成とし、1 台の障害発生時においても業務を継続可能とすること。

項目	仕様等
本体	・ラックマウント型(2U 以内)であること。 ・同スペックの筐体 3 台以上での冗長構成であること。 ・USB3.2 を 3 ポート以上有していること。
プロセッサ	・Intel Xeon-Silver 4410Y (2.0GHz 12-core 150W) 相当以上を実装すること。
内蔵ストレージ装置	・1.9TB 以上の SSD を実装すること。 ・SSD は RAID を構成できること。
ネットワーク機能	・10GBASE-T を 4 ポート以上実装していること。
保守機能	・冗長化電源装置であること。 ・管理サーバなしで、ハードウェア障害情報を通知可能であること。 ・故障箇所(電源障害)が全面パネルの LED の点滅で特定できること。 ・長期ハード保守にも対応できること。(最長 5 年程度)
その他	・本体重量が 17.7Kg 以下(ラックレールを除く)であること。 ・消費電力が 800W を超えないこと。

・導入機器に脆弱性対応・安定稼働対応に関する各セキュリティパッチやファームウェア等が提供されている場合は、受注者にて適用した後に導入すること。

(イ) L2 スイッチ

既存はセグメント毎にスイッチが存在している。

それらのスイッチを集約するために以下のハードウェア条件を満たす構成とすること。

項目	仕様等	
本体	・19 インチラック搭載型(1U)であること。 ・445x2288x44 以下であること。(mm)	
インタフェース	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T	20 ポート以上
	SFP	4 ポート以上
	Management Port	1 ポート
性能	スイッチ容量	104Gbps 以上
	スループット	77.3Mpps 以上
	MAC 学習数	16,000 以上
	スタック最大数	4 台以上
	スタック帯域幅	10Gbps 以上
機能	VLAN(ポートベース、TAG) Link Aggregation(Static,LACP) ループ検知 xSTP(STP/RSTP/MSTP) SNMP(v1/v2c/v3) DNA Essentials 5 年	
MTBF 時間	16 年以上	

- ・各機器への接続は可用性向上のため、冗長接続を基本とする。
- ・ネットワーク機器に脆弱性対応・安定稼働対応に関する各セキュリティパッチやファームウェア等が提供されている場合は、受注者にて適用した後に導入すること。

(ウ) その他

システムについては、サーバ操作用のコンソール、及び、瞬電・サージ対策のための無停電電源装置も調達に含めること。

- ・ディスプレイ

19 インチラック内に設置可能な、ディスプレイ、マウス、キーボード機能を有するラックコンソールを設置すること。

- ・無停電電源装置

システムについては、10 分程度の起動を持続するよう、無停電電源装置の電力容量を計算すること。

第4項 ソフトウェア仕様

(ア) 仮想基盤サーバ

- ・仮想化基盤サーバにて使用する仮想化ソフトは以下の要件を満たすソフトウェアであること。
- ・複数台の仮想基盤サーバを統合管理するための仮想化管理ソフトも導入すること。

項目	仕様等
仮想化ソフト	・Nutanix Cloud Infrastructure (NCI)
仮想化管理ソフト	・NUTANIX Prism

・当該サーバ装置上で動作する仮想マシンは以下の構成を想定している。
システムの安定動作に際し、仮想マシン、及び、仮想マシンリソースの増減変更が必要な場合は、発注者と協議の上で決定すること。

・各ゲストサーバについては下記のリソースを確保すること

CPU コア数：2

メモリ：8GB

SSD：200GB～600GB

(詳細については特記仕様書にて提示する)

※1) Red Hat Enterprise Linux ディストリビューションの最新版を使用すること。

※2) Red Hat Enterprise Linux は、仮想マシン数無制限のサブスクリプションを仮想化基盤サーバの筐体数分調達すること

(イ) 仮想化管理サーバ

・当該サーバにて使用する各種ソフトウェアは以下の通りとする。

項目	仕様等
搭載 OS	NUTANIX Prism

・複数台の仮想化基盤サーバ装置を統合管理可能であること。

・仮想化基盤サーバ装置に障害が発生した場合において、仮想マシンの HA 機能を提供すること。

(ウ) 各ゲストサーバ

・設定は既設サーバの現行踏襲とする。

・各サーバの Linux 系 OS は Red Hat Enterprise Linux に移行する。

・OS 及びソフトウェアは、最新バージョンのものであること。納入までの間に、仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合には、本市と協議し、最新の製品を納入すること。ただし、最新バージョンでは技術面又はサポート面において問題が生じる場合は、本市と協議の上、ダウングレードして導入すること。

・詳細については落札後の打合せによって調整する。

第3節 システム導入

第1項 導入計画

(ア) 工程管理

・機器等の搬入・据付、調整および、動作確認を行うにあたり、担当職員と打合せを行うとともに、議事・導入工程を作成の上、提出とする。

(イ) 搬入据付作業

・機器の据え付け・調整に当たっては、現状を調査・確認し、安全確保に特に留意し、既設環境の LAN および、業務運用に影響を及ぼさないように調整すること。

・既設ネットワーク環境への接続に関しては、担当職員と既設業者の指示のもと行うものとする。

・導入機器間および既設環境への接続に必要なケーブル類は受注者にて準備すること。

・機器の電源確保については、設置場所分電盤より設置を行うものとする。また設置に関する

る状況・配線スペースについては現状を確認し、必要に応じて受注者にて準備すること。

- ・並行稼働中の機器の電源についても、必要に応じて受注者にて準備すること。
- ・初期導入時に必要となる消耗部材については、受注者の負担で準備すること。
- ・導入機器やケーブル両端には、接続先や機器名称を印刷したラベルを付すること。
- ・導入機器には、契約情報等が判別できるように、機器銘板を付すること（資料4）
- ・納入品の梱包物は、受注者の責任において処分すること。

(ウ) 既存環境移行

- ・移行を行うシステムについて、設定は既存を踏襲するものとする。
- ・引き続き使用するため、運用に支障が出ないよう各サーバからのデータ移行や調整については既設業者に依頼すること。
- ・その際発生する費用については、本見積りに含むこと。
- ・データ移行時に現行サーバを停止する必要がある場合は、作業を本市の業務時間外に実施することを基本とし、詳細は本件調達の担当職員と協議し決定すること。

第4節 保守

受注者は、本業務にあたり以下の事項を遵守すること。

第1項 保守要件

- ・借入期間におけるハードウェア障害時の保守対応及び、本市が本システムを運用する上での運用支援を行うこと。
- ・本システム構成機器に関する故障修理及び運用支援に関する依頼を受けた場合、次の時間帯において、円滑かつ迅速に対応すること。

【故障修理受付・対応時間】

平日 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで

但し、法定休日および、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

- ・機器故障における専用コール窓口を設けること。
- ・保守作業を実施する会社は、メーカー認定のサポート会社であること。
- ・サーバ機器のハードウェア障害に関しては、現場での部品交換対応（オンサイト保守）とする。
- ・UPSのバッテリー劣化に対応するため、定期的な交換を保守の範囲で実施すること。
- ・運用支援は、電話又はメールによるQ&A対応及び障害復旧支援、年間1回程度の現地オンサイト対応とする。
- ・機器・OS・ソフトウェア等に関するバージョンアップ情報・脆弱性情報等について、本市への情報提供を適時行うこと。

第5節 その他

第1項 機密保護

本契約にて得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用、開示してはならない。履行期間は元より、履行終了後においても有効に持続するものとする。

第2項 ポリシーの遵守

受注者は、自社のセキュリティポリシーの遵守は元より、発注者のセキュリティポリシーも合わせて遵守しなければならない。

第3項 システム監査

本業務に関わる作業を実施する上でセキュリティ対策について、発注者がシステム監査を行う場合にはこれに応じなければならない。

第4項 その他

- ・導入する機器の設置および、レイアウトは本市の指示に従うこと。
- ・搬入・設置作業については細心の注意を払って行うこと。その際、施設・設備等に損傷を与えた場合、修理に要する費用は、受注者の負担とすること。
- ・機器の搬入後に不要となった梱包材等の廃棄物については、受注者の責任において撤去処分すること。
- ・本システム（機器、ソフトウェア等全般）についての管理用システムドキュメント一式および、ライセンス等の証書があれば取りまとめ、本市に提出すること。
- ・ネットワーク接続および、システム全体が完全に使用可能となるよう、必要な調整を行った上で引き渡すこと。
- ・この仕様書に定めのないことは、本市の指示に従うこと。

承諾申請書

令和 年 月 日

明石市
情報管理課長 様

(受注者)

住 所	
商号又は名称	
代表者職・氏名	

工事（業務）名称	地域情報センターサーバ機器等賃貸借	
施工場所	明石市役所 本庁舎内 地域情報センター	
提 出 書 類		
着 手	(1) 導入計画書	<input type="checkbox"/>
	(2) 配置業務責任者届	<input type="checkbox"/>
	(3) 作業従事者名簿	<input type="checkbox"/>
施 工	(1) 事前調査箇所一覧	<input type="checkbox"/>
	(2) 施工計画書	<input type="checkbox"/>
完 了	(1) 完成図書	<input type="checkbox"/>
工 期	自 令和 年 月 日	
	至 令和 年 月 日	

上記書類を提出いたします。

再委託（変更）承諾申請書	
令和 年 月 日	
明石市長 様	(申請者) 住 所 商号又は名称 代表者職・氏名
印	
<p>令和 年 月 日付で締結した〇〇業務委託契約(契約金額 金〇〇円(税込))について、業務の一部を再委託いたしたく、明石市業務委託契約約款第6条第2項の規定に基づき申請しますので、承諾願います。</p> <p>申請にあたり、申請者及び再委託者ともに、下記の承諾書の条件について全て遵守することを確約いたします。</p>	
記	
再委託予定者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名	
再委託する業務内容(業種及び予定業務量)	
再委託する業務の契約金額(予定)	
再委託に付する理由	

(市処理欄)

上記の申請を受け付け、再委託(変更)を承諾し、本書の写しを申請者に交付してよろしいか。

課長	係長	係

再委託（変更）承諾書

令和 年 月 日

(申請者名) _____ 様

上記申請について、承諾します。ただし、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 申請者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ② 申請者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 申請者は、委託者(明石市)からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。
- ④ その他、委託者(明石市)の指示に従うこと。
- ⑤ 個人情報取扱特記事項を遵守すること。

委託者 明石市長

黒板記載例

事業名	情報化基盤整備事業
契約名	地域情報センターサーバ機器更新等賃貸借
撮影年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
撮影内容	
施工業者	〇〇〇〇会社
受注者	〇〇〇〇会社

機器銘板記載例

注意

重要通信装置につき、作業を行う際は十分注意して下さい。

年度	令和〇〇年度
契約名	地域情報センターサーバ機器更新等賃貸借
主要仕様	
完成年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
施工業者	〇〇〇〇会社
受注者	〇〇〇〇会社
所管課	情報管理課

明石市